

出席委員 尾崎委員長 中川副委員長 大浦委員 脇坂委員 青山委員 角川委員
竹原委員 古沢委員 浦田委員 高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 石坂総務部長 網谷産業民生部長 岩城建設部長 菅沼会計管理者 上田教育委員会事務局長 澤口建設部参事 石川市民課長 石川福祉介護課長 長崎商工水産課長 長瀬上下水道課長 椎名学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ども課長 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 高川局長補佐 香川係長

午前10時00分開会

尾崎委員長 それでは、ただいまから決算特別委員会を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、付託案件、議案第48号 令和2年度滑川市一般会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

説明及び質問される方々については、以下のことを特に留意してください。

要点を簡潔明瞭に説明してください。数字等記載事項の読上げのみの説明は控えてください。

質問を的確に捉え、答弁は分かりやすく、場合によっては資料の提出を求めることもありますので、ご理解ください。

前年度決算額に対して、大幅に決算額が増または減となっている場合は、その理由を明らかにしてください。また、不用額の大きいものについても、その理由を述べてください。

昨年と同様に、前年度の「今後改善を求める事項」で指摘された箇所について、その対応状況等を教育委員会事務局長から報告してください。

委員の皆さんには、「指摘事項」等を、15日と16日の審査に係る分を本日の会議終了時までに取りまとめ、委員長まで提出してください。

また、本日の審査に係る分については、21日、火曜日の午前中までに提出願います。

本日は審査日程のとおり行います。当局から説明を求めます。

まず、「今後改善を求める事項」で指摘された事項についての対応状況等の説明からお願いいたします。上田教育委員会事務局長。

〔「今後改善を求める事項」の対応状況等の説明 上田教育委員会事務局長<説明省略>〕

尾崎委員長 では続いて、第3款民生費、2項児童福祉費、第10款教育費（子ども課分）、落合子ども課長。

〔歳出 3款 民生費 児童福祉費 P98～105 落合子ども課長<説明省略>〕

〔歳出 10款 教育費（子ども課分） P172～177 // <説明省略>〕

尾崎委員長 質疑に入ります。

竹原委員 101ページの真ん中、報償費と負担金、補助及び交付金を見ると、7節で児童委員活動費が出されています。18節にも児童委員活動費助成金とあるんですけど、普通は児童委員には手当以外で、何か活動してもボランティアという形になると思うんですけど、プラスアルファの助成金というのはどういった経緯なんですか。

落合子ども課長 すみません、7節の児童委員活動費と18節の児童委員活動費助成金については、子ども課ではなく福祉介護課の民生費の関係になりますので。

竹原委員 そうしたら管轄外で、もう終わった話ですね。分かりました。書いてあることが重複しているのかなと思って、どういうことなのかなと聞きたかったので。所管以外でしたらいいです。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

角川委員 103ページの13節、AEDリース料、これって各学校、保育園とか幼稚園に1台ずつあるんですか。何台分ですかね。

落合子ども課長 これにつきましては、学童施設、西部学童と東部のほのぼの館に学童の占有スペースがございますが、そこに設置のリース料です。

角川委員 そしたら何台分になるが、この値段。

竹原委員 2か所なら2台だろが。

角川委員 1か所に2台置いておるかもしれんし。

落合子ども課長 2か所だと思うんですが、ちょっと確認します。

尾崎委員長 じゃ、後ほど確認お願いします。

ほかにありませんか。

竹原委員 1つ確認させてください。同じく103ページの下段、18節で、子どもインフルエンザ予防接種助成金ということで、昨年は県の助成が入って県内全域で小学生、中学生におのおの3,000円ほどの補助ということでありました。

今年度はいろいろ対象が外れたところもあってなんですけども、今回この165万円の助成金というのは乳幼児のほうでだったんですか。この助成金の対象者の内訳について教えてください。

落合子ども課長 こちらの内容につきましては、県は県で支払いになりますので、2年度の県の対象とならなかった中学生分になります。

竹原委員 以前ですと市の助成金額2,000円で、昨年県がやるよと言ったときは3,000円だったと思いますけど、その差異について。どちらに助成金を合わせるか。今まで2,000円だったものを、3,000円に1,000円上乗せして補助を出されたのか。昨年の中学生の場合。

落合子ども課長 昨年度、県が始められたということで、市もコロナ対策ということもあり、1,000円上乗せして1回当たり3,000円ということで補助したところがございます。

竹原委員 確認なんですけど、今年度は2,000円を3,000円に積算しての補助という形によるしいんですかね。

落合子ども課長 今年度もコロナの状況が続いているということで、1回当たり3,000円ということで考えております。

竹原委員 分かりました。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

古沢委員 私の認識不足なので、ちょっと確認をさせてください。

決算書でいうと、105ページの18節の一番上、認可外保育施設保育料軽減事業補助金で、昨年は27万円だったと思うんですね。今年122万円になっているんですけども、認可外って市内、市外、その増えた要因を教えてください。

落合子ども課長 市内でいいますと認可外保育施設というのは、彩りの杜という企業主導型保育施設がこれに当たります。

古沢委員 増えた要因は。

落合子ども課長 対象者が増えたというか、該当になる方がいらっしまったということ

す。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、次に進みます。

第10款教育費（学務課分）、椎名学務課長。

[歳出 第10款 教育費（学務課分） P 172～191 椎名学務課長<説明省略>]

尾崎委員長 質疑に入ります。

竹原委員 175ページ下段の奨学金の話、説明にもありましたが、ちょっと聞かせてください。

今ほど椎名課長から、前年度は給与の部分、奨学資金に12名の応募があつて、採用されたのは合わせて5人、うち県内3人、県外2人という説明がありました。

ある意味、給与なので厳しい条件の下での選定だとは思っているんですけど、応募に対する選定の仕方ですね。これについて今現在どういった形で判定をされたのか聞かせてください。

椎名学務課長 選考委員会を開いております。学識経験者等に入っていただきまして、それぞれこちらのほうから応募にありましたところの所得の状況、それから成績等を考慮しまして、選考委員会のほうで皆さんに諮って、見ていただいたものを教育委員会で誰にしようということを提案しまして、市で決めているという形になっております。

竹原委員 例えば該当する生徒さんですね。就学が困難だとか学業が優秀だとかいろんな条件があると思うんですけど、そこで奨学金の給付をしていただきたい学生さんに将来何になりたいか、将来どういった職業に就きたいかという問診というのはあるのですか、ないのですか。

椎名学務課長 一応応募の中には、自分の今の状況もありますし、将来こういうふうになりたいという思いとかも書いてもらったものを出していただいて、それも判断の中にはさせていただきます。例えば、大学だけではなくて、いろいろな専門的な学校へ行っておられる方もおられますが、こういう将来の進路みたいなことを書いておられたりするところも選考の一部にしております。

竹原委員 私が言いたいのは、民間企業であれば、将来自分のところの会社に入っていた

だきたいという人材に対してすごく思い入れがあって青田買いをしたいというのであれば、要は大学の資金だとか専門学校の資金だとかで、企業からお金を給付するというケースはいろんな形であります。

滑川市の場合でも、大学、専門学校なり短大でもどこでもいいんですけど、生徒さんが将来何になりたいかということに対しての間診をしっかりとしてほしい。できれば給付対象であれば、将来何になりたいですかと聞かれたときに、滑川市役所で働きたいですか、そういった人を採用するだとか。将来何になりたいか分からない人に、どこの大学に行くか分からない人に給付をしても、私はあまり意味がないのではないかなど。

県でも以前、医者になる医大生の場合に給付制度ってありましたけど、結局応募がなくて尻すぼみになったというケースがあります。市としての事業となれば、やっぱり市に関連した、滑川市をもっと元気にしてくれるような人材だと仮定するならば、そういった形で市に貢献してくれるような、そういった方をぜひ応援してあげたいなど。誰でもいいというわけじゃない。いわゆる経済的に就学困難、でも学業はすごく成績優秀だと、それも分かるんですけど、やっぱり給与となれば市ないしは県内で活躍する、あるいは国の中枢で活躍する滑川市出身だとか、そういう方々をぜひ応援してあげてほしいなというのが1つ。

もう一個、貸与のお話もありました。いわゆる民間で、財団法人で貸与あるいは銀行関係で奨学資金の借入れ、そんなことは親であればいくらでもできるんですけど、こういった貸与を生徒さんはどういったケースで使われるのか。要は民間がやっている貸与制度の奨学資金を利用せずに、市が事業としてやっている貸与制度だけに応募しているのか。以前、重複していてもいいと聞いていましたが、ほかの民間の奨学資金の貸与を受けながら、足りないので滑川市の事業も使いたいのか。今このコロナのご時世で、大学生が首都圏へ行くとアルバイトもなかなか見つからず、仕送りなしに勉学に励むことが困難な状況の子どもたちもたくさん報道もされています。継続者もおられますけど、毎年毎年1人、2人で、この貸与制度の人数もそんなにない。貸与についての現状は今どうなっていますか。

椎名学務課長 まず最初の給与のことにつきましては、滑川市に帰ってくるだけではなくて、滑川市出身でグローバルな社会で活躍してくれる子どもたち、だけど、学びたいけどなかなか資金面で苦しいところがあるという子どもたちを支援したいという意味で実施しています。今言われたとおり、目的を持った子どもとか、将来すごくこういう道

に進みたいという強い思いを持った子どもたちを選ぶことはまた考えていきたいと思
います。

貸与につきましては、今おっしゃられたように、ほかのところの奨学金も借りて、ま
たこちらのほうにも申し込んでおられる、重複していることもたくさんございます。

それから、貸与はどこかでは返還しなくちゃいけないということですので、申込みの
ときに給与だけを申し込まれる方と、給与がもし駄目だったら貸与でもと言われる方も
おられます。現状ではそういうことになっております。

竹原委員 ということは、貸与単独で複数人応募されるということは、近頃は無いという
判断でよろしいんですかね。

椎名学務課長 今年度の場合は2人貸与で申し込まれたんですが、お一人は給与と貸与、
お一人は貸与という形で申し込まれました。

竹原委員 私は応募云々になるとちょっと少ないのかなと思います。親が借金を背負えば、
どれだけでも民間の銀行なり財団なりが貸してくれる現状はありつつも、市の貸与制度
は、大学を卒業して据置き期間があっても、就職をして月給何十万以上じゃないと返せ
ないだとか、いろんな制約も幾つかあるように聞いています。滑川市の貸与制度は借り
るのに難があって返すのが楽なのか、あるいは借りるのは簡単だけど返す条件が難しい
のかという、いろんな良し悪しがあると思うんですよ。

一般論とすれば貸したものは返していただければいいんですけど、行政としてやるの
であれば、貸すのは間口は広く、あまり返還する条件を満額返せとかじゃなくて、首都
圏に勤めたけどUターンで帰ってきて、30歳前に市内の中小企業に勤めて、所帯を持っ
て家を建てたと、そういった人には借りていた奨学金はもう返還しなくていいですよ、
返済しなくてもいいですよといったワープできるような政策も打って出さないと。満額
返すとなれば、35歳や40歳になっても借金を返さなならん、そういう条件であれば、多
分結婚という考えもなくなってくるんじゃないかなと思っていますので、条件について
は少し議論していただきたいなと思っています。

尾崎委員長 これについて答弁はありますか。

椎名学務課長 今委員おっしゃられたことにつきましては、また研究させていただきます。

尾崎委員長 ほかに。

竹原委員 あと1点、185ページの12節、委託料に78万円余りとあり、備考欄に廃棄物収集
運搬処理委託料となっていますけど、これは全て産廃の処理料だったということによ

しいんですかね。

尾崎委員長 今分からなければ、後ほど答弁という形でもよろしいですけど。

椎名学務課長 後ほどもう一度させていただきます。

尾崎委員長 じゃ、後ほどよろしくお願いします。

ほかに。

大浦委員 奨学資金なんですけど、これはいつも一般財源じゃなくて100%奨学事業基金から出されていると思うんですけど、一般財源を使わないという考え方はなぜなんですかね。

上田教育委員会事務局長 奨学資金に充当しているお金につきましては、それはこういう方々に、この事業に使ってくださいということでの寄附をいただいたお金を基金として積んでおまして、そちらの基金を活用しながら、その趣旨に沿って事業を行っているというものであります。

大浦委員 まだ広田学務課長がおられたときに、寄付を奨学金の基金に積み立てているとお聞きしたんですけど、寄附がないとこの基金はいつか底をついて、結局一般会計から繰り出しせざるを得なくなると思うんです。今は基金の残高があるからこの基金を使われているという認識でいいんですか。寄附ありきになっているような気がするんですけど。

上田教育委員会事務局長 貸与部分につきましては、貸付けと返還というローテーションで回るようになっております。給与部分につきましては、その基金に充当した寄附者の方の意向ということもあって、現在のところはその基金を活用して給与していくと。その後については今後検討していくとか、今は取りあえずその原資を使っていくという形で事業を行っております。

大浦委員 その年度の寄附額を見て一般財源も別に入れて調整するという説明なら分かるんですけど、寄附をどんどん積み立てていってその年度年度で残高を見て考えていきますというのは。返還金をさらに積み立てていく。それでも、毎年の貸与なり給与の部分でやっていくと、どんどん基金は減っていきますよね。このまま基金を100%取り崩して、毎年度その辺は調整しながらやっていくという認識でいいんですか。

上田教育委員会事務局長 基金の中にといいますか、寄附者の意向といいますか、そういう部分ですみ分けしておる部分がございます、その給与の部分については、この寄附したものについてはこちらで使ってくれというすみ分け部分と、貸与に活用してくれよ

という部分があるので、そこらをすみ分けながら奨学金事業を実施していくものであります。

大浦委員 寄附者の意向というのは、進学するに当たっての奨学金でぜひこの寄附を使ってくれというものなのか。教育委員会はほかにも教育のまちづくり事業基金とかを持っていますよね。そうすると、寄附者の意向で奨学金以外の教育全般に使って欲しいといった寄附が来たときには、結局それをどこに回すかは教育委員会で決められるということですよね。そしたら意向ってどうなんだろうという思いもあるんですけどいかがですか。

上田教育委員会事務局長 近年の状況を見ておりますと、教育関係の寄附いただいているものについては、事業等についてこういうふうに使ってくださいということをおっしゃっていただく場合が多いので、寄附者の意向に沿った形で活用していくようにしておるところでございます。

大浦委員 別に基金を使うのが駄目だと言っているわけではないので、しっかり今後もちらの予算で執行していくのかというのを考えていただければと思います。

あともう一点なんですけど、179ページの特色ある学校づくり推進事業費で、これは一律20万円を各学校に渡して授業をしてくださいよということなんですけど、先ほどの寺家小学校のネブタでしたっけ。これはもともとやっているものじゃないですかね。

まず、20万円という額を決められたのはなぜなんですかね。

椎名学務課長 どういうことがやりたいかということは各学校から聞いておまして、例えば外部講師のお金とか需用費とか、そういうものをトータルしまして幾つかの事業をできるようなこと、それから外部講師を何名も呼べるようなことということを考えました。それぞれ講師に幾らぐらいかなとかということ判断しまして、また需用費もかなり必要だと考えておりましたので、20万円という設定にさせていただきました。

大浦委員 多分、既に各学校で特殊ある学校づくりってもうされているんだと思うんですけど、こうやって1つの事業につけられると、この予算がないと各学校は特色ある学校づくりの授業ができないのかと思うんですけども、仮にこの20万円がなかった場合に、学校はそういった授業をできないんですかね。

椎名学務課長 学校で授業をするときに、この予算があることである程度自由にいろんな講師を考えることができると。いちいち教育委員会にここの講師を呼ぶから幾ら払わなくちゃいけないとか相談するというのではなくて、ある程度スピーディーにできると

いう意味では、この予算は学校としては大変活用しやすいものです。この予算がないとできないというわけではないんですが、すぐにこれをしたいというようなこととか、こういう予算を組んでいたんだけど、やっぱり今はもっと違う力をつけたい、この授業をしたいというときに変更することも可能だという予算で、有効に使わせていただいております。

大浦委員 これも別に予算をつけることが駄目だと言っているわけではなくて、2年度は20万一律で渡して、ほぼ100%の執行率だったわけで、だとすれば学校側からす、もうちょっと予算をつけてもらえれば学校づくりの授業がもっと何かなるんじゃないかとかという意見とかはありますか。

椎名学務課長 そういった声もありますし、また今年度事業を進める中で、どういうところでもう少し予算が欲しいかということは聞いていきたいと思います。予算だけではなくて、こういう授業をしたいという思いも各学校から聞いていきたいと思います。

大浦委員 そういったところで、例えば一般財源でそれが足りないのであれば、足りない部分を教育のまちづくり事業基金から取り崩して使っていくということを議論してもらえればなというふうに思います。

以上です。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

古沢委員 提出していただいた資料に関連してお尋ねします。

資料11、12、13、14、学校図書の関係、これは毎年お願いしているんですが、13の学校図書標準に対する達成率。かなり前は図書標準を達成していない学校も散見されたのですが、今この数字を見る限りでは図書標準を達成していただいているので、大変よかったなと思っておりますが、同時に蔵書数だけではなくて、かなり前に購入してかなり傷んでいるという本もあるかもしれませんので、そこら辺の代替えと言うと変だけでも、そういった点にも注意をしていただきたいと思います。

それから、資料14番の学校別生徒の貸出し数も出していただいております。学校によってばらつきもある。特に中学校はなかなか難しい事情も出てくるのかもしれませんが、これについて何か感想、ご意見があったらお願いしたいんです。私は別に多ければ多いほどいいとか、少ないから駄目だと言っているわけではないんですよ。どういうふうに見ておられるのかなということをお尋ねしたいです。

椎名学務課長 まず標準の数に対する達成率を超えたということですが、委員がおっしゃ

られるとおり、やっぱり新しいものは子どもたちは読みたくなります。それは現実だと思います。ただ、古いもので、何人もが毎回読むものでなくても大切なものはありますので、そういうところも大切にしていきたいとは思っておりますが、今おっしゃられたように誰も読まないようなものがあるのであれば、そこは新しいものにできたらなどは考えております。また学校とも相談してまいります。

あわせて児童・生徒1人当たりの貸出し数なんですが、学校の現状からいいますと、小学校はある程度、授業中に先生と一緒に図書室へ行って本を借りたりする時間を取ったりしていますし、朝の読書の時間等に読む本は、家庭から持ってきて大丈夫ですし、図書室から借りるということも可能ですので、かなり子どもたちは図書室の本を読んでいると思います。貸出しについては記録しているので、その数が出てくると思います。

中学校につきましては、1人当たりの貸出し数というのは大変少なくなっているんですが、本を読んでいないのではなくて、例えば授業中に行って調べものをしたりしても貸出しとしてはカウントしていません。あとは放課後に行ったとしても、借りるのではなくて、そこで読んだりちょっと調べものをしたりすることはあると思いますので、貸出し数という数には出てこないんですが、図書は大切にしているという現状と考えるしております。

以上です。

古沢委員 よく耳にする調べ学習だとかそういったことについても、ぜひ図書館司書、学校の司書さんと関係をよくしていただいて、司書さんの能力というか働きを十分発揮できるように。ずっと前から人数の増もお願いをしているんですが、なかなかありませんけど、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

これからは紙の本だけじゃないということも言われるのかもしれませんが、両面必要だと思いますのでお願いします。

それから資料の15、16、これは初めて出させていただきました。

まず、ちょっと認識不足もあると思うので確認をしたいんですけど、普通の市の職員だとかだと、勤務時間外、いわゆる残業というものの言い方をするんですけども、この場合でいうと勤務時間外在校等時間という非常に長い言葉になっているんです。普通であつたら勤務時間外は時間外手当、いわゆる残業手当とかというものが出るのでけれど。普通は出さなきゃならないわけですけど、今教員の場合にはそのシステムはあるん

ですか。

椎名学務課長 県費負担教職員につきましては、残業時間において残業等の手当が出るわけではなくて、もともと給特法についております。何%ついているという形になりますので、時間で幾らつくとかという形ではございません。

古沢委員 もっと前のものからお願いをしておったんですけども、こういう時間の管理をタイムカードでやり始めたのは多分一昨年ぐらいからということでこれが出ているんだと思うんですけども、そういう具合に時間管理というのは、以前は言わば本人任せみたいなことになっていたのかなど。上司はいろいろ個別に対応しておられたのかもしれないけれども、記録としては残っていなかったのかなと思うんですよね。特に昨年はこのコロナ禍ですから、学校の対応が全く違っていたので直接の比較はできないんですが、昨年度の令和2年度でいうと、そこに45時間以上、80時間以上と教えていただいているんですけども、県レベルでもこの45時間以上、80時間以上という一つの線引き、80時間以上というのはある意味、過労死につながるとされているわけで、80時間以上というのは本当はあってはいけないんだと思うんです。ただこれは前から言われている話ですけど、残念ながら中学校では非常にまだまだ多いということですよ。ようやく時間管理がされるようになったということもありますので、令和元年度、2年度では条件が全く変わってきたんだと思いますけど、この点について何かコメントがあったらお願いしたいと思います。

椎名学務課長 今おっしゃられたとおり、時間管理につきましては学校等ではその前からもうやっているんですが、市として統一してしっかりとした記録を集めているところです。80時間以上というところにつきましても、部活動を入れていたりほかの時間も入れていたりするという、それから残業という言葉にしなかったのも、学校の中にいる時間という意味でそういうふうに書いてございます。

先生方が学校で元気に指導していただかないと子どもたちも元気にならないと思います。先生方も余裕を持って、心身ともに健康でいていただきたいので、80時間というこの時間、中学校は特に部活動とかほかの時間も入ってきたりもしていると思いますが、改善していけるように市の教育委員会としても努めてまいりたいと思っております。

古沢委員 部活動で外部指導者などの話も出ていますけれど、よく教員の生きがいというのは子どもの成長云々というようなことで精神論みたいになりがちですけど、生身の人間なので使命感だけでは続けられないの。これは取りあえず去年、今年分だけ出して

いただきましたけれども、これは引き続き注目していきたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

尾崎委員長 ほかに。

青山委員 同じくこの関連なんですけれども、今ほどの給特法の話で、たしか4%だったかな、要は給与反映をしているので、結局残業等はないというところだったと思っておりますけれども、今この実態をふむふむと見させていただいております。

特に中学校のほうではすごい量になっているのかなと思うんです。一昔前の話をさせていただくと、我々が中学校とかだった頃には、今では駄目でしょうけれども、放課後に職員室に行くと灰皿に吸殻をぱんぱんに入れて頑張られていた、いわゆるワーカホリックが当たり前みたいな先生がいっぱいいらっしやったと思うんですね。今は時代が変わってそんなことはないという意見もあると思うんですけど、実際は結局、やる気があってやる人はそのままずっといらっしやるという状況だと思っております。

この数字もちろん非常に大事なもので、今後ずっと毎年決算のときに出していただければいいと思うんですけども、中身ですよ。結局モチベーションがあってやっているかどうか、モチベーションがあって自らワーカホリックをやっているかどうかというところが本当は一番重要なんじゃないかなと私は思っていて、家に帰ってぼーっとするぐらいだったら、子どもに向き合っているいろんなこと、次の日のことをやってあげたいという先生って結構いらっしやると思うんですね。その気持ちを止めるってなかなか難しいと思っていますので、逆にそういった実態調査というのはこういった数字以外にやっていたらいいんじゃないでしょうか。

椎名学務課長 それぞれの学校の管理職、校長、教頭に長時間勤務の先生方と面談していただいております。

今おっしゃられたように、どんなにモチベーションがあっても、次の朝疲れた顔で出られるというよりは、明るい顔で元気よく出ていただくということが基本だと思います。

もちろんモチベーションも高めていただければと思いますが、そのことを大切にして、管理職からも各学校の実態に合わせてこの時間が減るようにということは今も言っておりますし、これからも言っていきたいと思っております。

青山委員 面談して聞き取り調査等はしているという話なんですけれども、結局のところ、モチベーションの話で肉体的に限界がある、それもよく理解できていると思っておりますけれども、反面、例えば丸つけも含めてですけども、正直仕事量は変わらないという実態

があるかと思っています。いわゆる業務量と先生が働く時間の改善も含めての調査というのはどういった具合でやられていますか。

椎名学務課長 今おっしゃられたような、業務量が減らないと時間が減らせない、そうになると結局持ち帰ってやらなくちゃいけないということにはならないように、スクールサポートスタッフを全校に配置しまして、例えば丸つけ等を手伝ってもらおうとか、そういうことも今は進めております。コロナ禍なので何とも言えませんが、例えば学校行事の精選をしていくことで業務の絶対量を減らしていく、そういうことは各学校で取り組んでおります。

コロナ禍でどこがどう減ったかということは一概に言えませんが、業務量の精選ということ、行事の見直しとかということは今どの学校でも進めてもらっておりますので、業務の絶対量は減らしていきたい。それから、サポート等をできる人員が今少しずつ配置はされておりますが、そのことも有効に活用していただきたいとは思っております。

青山委員 筆記で書く試験ではそういうわけにはいかないんでしょうけれども、今、タブレット端末等々を入れたりとかして、いわゆるデジタルを使うことで先生の軽減に繋がることは何かありますか。今のところ何も技術的に開発されていないんですか。

椎名学務課長 例えば成績等は、以前から校務の補助という形で、通信簿は昔は手書きだったものが、今は打ち込んだものが通信簿に反映したり、それから指導要録に反映したりということで、そういうシステムは入れております。

今年度はGIGAスクールの初年度なので、先生方、教職員含めて私たちもそうなんですけど、どうしても手間とかかなりの業務量も出たんですが、この後、例えば提出物とか、それから健康観察とかいろんな面でタブレットも使えると思っておりますので、ICTの活用というのも時間量の削減になると思っておりますので、研究していきたいと思っております。

青山委員 今年度は慣れていただくというところがまず第一段階でスタートしていると思うので、来年、再来年度、効率化していただきたいです。あと、私が思うのは、もちろん休みたい、でも業務量は減らない、早く帰らなきゃいけない雰囲気だから帰るんだけど仕事は残ってしまう、翌日積み上がった資料を見てしまうとなおさらそれが逆にストレスとなるという方も多分いっぱいいらっしゃると思うんですね。ケース・バイ・ケースというところはあると思えますけども、全体をより把握していただいて、今お話

ししたようにデジタルを使えるところは使っていただきながら、効率化と先生方の労働時間の改善に努めていただければと思います。これは意見とします。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、次に進みます。

上田教育委員会事務局長。

上田教育委員会事務局長 先ほど竹原委員からご質問いただきました小学校費の学校建設費にありますが廃棄物収集運搬処理委託の中身につきましては、各小学校において保管しておりました備品等を、古いものについて廃止処分するというものを合わせてここに計上させていただいておるものであります。よろしくお願ひします。

竹原委員 古い備品ということですけど、毎年何らかの形でやっておられるのか、たまたまたくさん処分すべき備品が出てきたから当該年度で一斉に処分されたのか、どういった感じだったんですか。

上田教育委員会事務局長 毎年というわけではなくて、新たに購入するものなど出入りがあると思いますので、今回のケースについてはたまたまそういう時期に重なったということで支出計上したものであります。

竹原委員 全ての小学校、中学校が該当されて、積み上がったものが全て産廃の処分料だったという解釈でよろしいんですね。

上田教育委員会事務局長 こちらは小学校費としてここに計上しておりますので、全小学校に係る分ということでお願ひします。

竹原委員 分かりました。

尾崎委員長 では、次に進みます。

第10款教育費（生涯学習課分）、地崎生涯学習課長。

[歳出 第10款 教育費 社会教育費 P190～205 地崎生涯学習課長<説明省略>]

尾崎委員長 では、質疑に入ります。

竹原委員 203ページ下段、工事請負費、働く婦人の家の工事なんですけど、予算イコール支出額で不用額がゼロ、何か怪しいんですけど。

通常であれば事前に見積りを出してもらって予算要求をする、それに対して工事を発

注、複数の入札なのか声かけなのか分かりませんが、各業者さんに工事のお願いをするわけなんですけど、結果として予算額イコール決算で、不用額はゼロというのは明らかに私は怪しいと思うんですけど、どういった経緯でこうなったんですか。

尾崎委員長 地崎生涯学習課長、答弁できないんだったら午後からでも。できますか。

地崎生涯学習課長 できるだけ予算額内に収まるように、建築関係の職員などとも相談しながら何とかこの額に収めたものでございます。

竹原委員 ということは適正な価格ではなくて、業者を泣かせてこの予算の中に入れたという解釈しかできないんですけども。本来、予算は予算としてどこからどこまでの修繕が必要かということを見積りする業者さんにお伝えをして、これだけの予算であれば修繕できますよというお答えをいただいていたの予算書だと思うんですよ。

それに対して1円でも10円でも安ければ工事請負していただけるといった発想の下では、いつまでたっても業者さんが、いわゆる現場合わせで事前見積りよりもプラスアルファ、現場発注が増えた場合には予算以上の仕事をしなければならないわけです。今ほどの課長さんの答弁では予算の範囲内という言い方をされたので、そういったことも含めて業者を泣かせた上での予算範囲内での不用額ゼロできれいに収めてきたという解釈しか私はできません。

尾崎委員長 答弁を求めますか。

竹原委員 多分平行線だと思いますので。

尾崎委員長 では、ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、次に進みます。

先ほどの質問に対する答弁ということで、落合子ども課長。

落合子ども課長 先ほどの角川委員の質問で、AEDの台数の質問がございました。

西部学童にもついておりますが竣工は今年の3月ですので、令和3年度からということですので、この決算書の金額に関しては東部のほのぼの館1台分の金額ということでお願いします。訂正します。すみません。

角川委員 そしたら、今、全学童施設にAEDって置いてあるんですか。

落合子ども課長 ほとんどの学童が地区公民館で実施しているということで、地区公民館に設置のAEDに関しては生涯学習課の予算で執行ということになっております。

角川委員 ありがとうございます。

尾崎委員長 では、次に進みます。上田教育委員会事務局長。

〔歳出 第10款 教育費 保健体育費 P204～207 上田教育委員会事務局長<説明省略>〕

尾崎委員長 質疑に入ります。

竹原委員 先ほど生涯学習課で言った手前、引くに引けず質問します。207ページの上段の工事請負費、まずウォーキングコースの看板設置工事。予算25万円のところ不用額が300円、これも怪しいので聞きたいと思います。

それから、下段の備品購入費の走り幅跳びの防じんシート、これも予算13万6,000円で不用額が150円、値引きされたのかどうなのか教えてください。

上田教育委員会事務局長 ウォーキングコースの看板設置工事につきましては、業者と各コースを回りながら、予算の範囲内でできることを考えてお願いしたものでございます。最低限の看板設置ということで、この金額で収まったと考えております。

あと、体育施設費の備品購入費でございますが、こちらは予算額と決算額が類似しておりますけれども、この防じんシート購入をする際に、それに必要な金額を流用させていただいて充当したという流れでございます。以上でございます。

竹原委員 別にインチキしているのではないかという疑惑をかけているわけではないので、先ほど生涯学習課で予算イコール決算で不用額がゼロというちょっと分かりにくかったことを質問しただけで、隣におられたものですから、同じ質問をしないと失礼に当たると思って今回質問させていただきました。

私が本当に質問したいのはもう一点ありまして、前ページの205ページの真ん中ですが、市長も最近の子どもたちは全国大会等に出場する子どもたちが増えて毎年激励費も増えていると言って、それに対してはうれしいことでもあります。実際、市内で活躍している子どもたちが県外あるいは世界に羽ばたいていく、そんなきっかけで激励費につながればよろしいんですけども、例えば、激励費の対象以外で小学校から中学校に上がる際に、いわゆる越境入学ですね、早月か滑川中学校に進学すべきところを、とあるスポーツに特化した中学校の指導者の下へ行ってなお強くなりたいという子どもたちもいれば、中学校から高校に上がるとき、県内に限らず、県外のスポーツに特化した私立の学校へ越境入学する生徒さんもいるやに伺っています。市でナンバーワンということで激励費をお渡しする子どもについては、ある程度の把握はしていると思いますが、そ

れ以外で、今はそんなにも有名ではないけど、もっと精進していずれは花を咲かせたいという子どもたちが何人もいると思うんですけども、そういった人たちの把握ですね。小学校から中学校に越境入学した子どもが年度で何人いるとか、そういったことってスポーツ課としては把握をされているのでしょうか。

上田教育委員会事務局長 部活動等で頑張っている子どもたち、スポーツ少年団で頑張っている子どもたち等について、激励費等を支給したりしております。

今、市のスポーツ課では、子どもたちの体力測定会やそういうところにスポーツ課職員が補助として入ったりして、子どもたちの体力の状況とか、突出するような子どもはおらんかどうかみたいなどころについては、ある程度把握はしておりますが、運動能力があっても、その子たちがスポーツ少年団に入っているとか、どこかのクラブに入っているというところまではまだつながっていないような状況になっています。

それこそ、そういうきっかけをどうやってつくってあげればいいのかなどというところが1点と、越境される方々については、実績を持って県外等に行かれる子どもたちは私も分かるんですけども、自ら望んで強い学校でやってみたいという子どもたちの具体的な把握についてはなかなかできていません。例えば中学校から高校に入るときには、中学校の先生方から、この子はこういう思いで県外の学校に行ったんだという情報提供にとどまっております。

竹原委員 自己申告であれば分かるかもしれませんが、個人の自由ですから、教育委員会に声をかけて、私、今度こういうスポーツで活躍しますと宣言する子はなかなかいないと思います。将来的に、例えば滑川市出身の子どもたちがとあるスポーツ競技で日本一になる、あるいは世界へ羽ばたくといった場合に、市庁舎に垂れ幕をかけて「祝、何とか君、頑張れ」とかをよく目にします。小学校、中学校のときに無名だった子が仮に世界で通用する選手となった場合、これを市役所ではもう分かっていたかのように、横断幕を出して頑張れ頑張れというのが目に見えています。細かいことではありますけども、何かそういった場合に理由を後づけしないように、また取組をできるものであればしていただきたいなど。市として元から応援していないのに、活躍したら、ほれ見たかといった形で後からそういったことに対して私はちょっと不自然かなと思ったので、またよろしく願いいたします。

上田教育委員会事務局長 ありがとうございます。

議会でもありましたが、オリンピックに滑川市出身者が出てくれるということは大変

名誉なことだと思っていますし、応援したいと思っています。今いただいたご意見等をまた踏まえながら、小さいときからの支援や声かけなどについて、また検討していければなと思っています。

また、自ら県外に行く子どもたちへの支援という部分も、以前にも青山委員さんからもご質問をいただいたということもございました。なかなか私らも把握できない部分もあったりということもあります。それが結果として結びつくつかないかという部分は、本人の頑張りとかいろいろな部分があるとは思いますが、具体的な支援は今言えませんけれども、そういう子どもたちについても、また応援できるように頑張っていきたいと思います。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

浦田委員 1点だけ確認なんですけど、207ページの委託料の中で、みのわテニス村指定管理料3,300万円を執行しておりますけども、その中身をお聞かせいただきたい。議会でも申し上げましたけども、みのわ温泉テニス村の敷地は広いわけですけど、現在、温泉施設とか使われているテニス場の周辺は、スタッフの方々が一生懸命自前で清掃したりしておいでるんです。広大なテニス場の使われていない場所、あるいはその奥にあるキャンプ場、バーベキュー広場等々はずっと荒れに荒れ放題。草がぼうぼうの状況であるんです。

その除草管理の委託が、この3,300万円の中に入っているのかなというのを疑問に思います。文・スポさんあるいはみのわのスタッフさんに、あそこの除草はお金がなくてできないんだという話を聞くんですよ。お金がなくてできないというのはおかしいので、除草とか、あるいはテニス村一帯全ての環境保全整備がしっかりと委託料の中に入っているかどうか。別個に計上する必要があるんじゃないかと思うんですけど、その内訳を聞かせていただけますか。

上田教育委員会事務局長 施設管理委託については、委員がおっしゃるような施設内全体の環境管理というのをみんな含んでおります。それこそ職員が全員で役割分担しながらそれに努めるということであると思っていますけれども、下流側のバーベキュー広場やキャンプ場については、整備したときはよかったですけれども、後々に整備箇所地下水系がありまして、水が流れるようなところもあったりということで、何回も陥没しながら、それを補修し使えるような状況にしてきました。特にバーベキュー広場については、オープン当初は多くの方々の利用があったんですけども、オロロとか、そう

いろいろな虫とかそういうものによって、嫌な噂はすぐ広まって利用が離れていったということもあったりして、一時業者が離れて少し管理が滞ったところがあったのかなとも思っております。

職員の方々とも定期的に打合せを行っておるところでございまして、お金がなくてできないという話は、なかなか協議の中では出てこないんですけども、例えば除草剤を買うとか、草刈り機を買うとか、そういうような部分については予算の中でやっていただくように話をしておるところでございまして、今後はまた適切に管理できるように話し合っていきたいと思っております。

浦田委員 キャンプ場をできるかできないかという話を聞いているんじゃないで、みのわテニス村一带周辺の環境整備、草刈り、除草も含めて予算づけしているのかどうかということを知っているのに、職員の方全員でやっていただいているという。おかしな答弁だなと思う。

例えば、公園緑地課さんの市中公園については、しっかりと除草云々は委託料で予算化されておるんですよ。なぜああいう敷地の中の管理が除草とか周辺整備という形で委託がされていないのか。先ほどの、善意あるいは予算外でやっていただいていますよという答弁はおかしい。3,300万円の中に周辺整備の業務を含んでいますよ、あるいは周辺整備にはこれだけ予算をつけていますよというなら理解できるんですよ。その3,300万円の中に、周辺整備とか除草がそういう積み上げの項目に入っているのかどうかを確認したい。

上田教育委員会事務局長 全く善意でという話ではなくて、施設の維持管理の中の業務として周辺環境整備も含めてお願いしておるものであります。業務の内容の詳細について、またしっかり確認はしていきたいと思っております。

浦田委員 そういう話になると、例えば文・スポさんの職務怠慢じゃないの。3,300万円の中に入っているんだから、やってくださいよという話になっちゃう。職員の方に環境整備から、細かい除草から、テニス場の荒れたところもやったり、あるいはバーベキュー場の草刈りもいろいろやらなきゃいけない、予算が入っているんだからやってくださいよというのが教育委員会の言い分なら、文・スポさんが予算の中に入っていることを完璧に執行していないよという話になっちゃうんです。なので、今の答弁もちょっとおかしいなと。逆に言ったら文・スポさんに責任を取ってもらわないかんよという話。与えられた予算内でこれが入っているのだから、しっかりとやってくださいよという話にな

っちゃうんですよ。いかがですか。

上田教育委員会事務局長 全く何もしておらんということは申しでなくて、適切にやらなければならない回数だとかそういう部分について、見通しが私らも甘かったのかも分かりませんが、そちらのほうは指定管理者ともまた協議しながら、利用者に迷惑がかからないように努めていきたいと思えます。

浦田委員 これ以上言っても無理かなと思えますが、教育委員会は委託料を積算されるときにはこういう項目をしっかりと個別に積み上げて、入っていますからやってくださいよと指導する立場だと思います。もし教育委員会ができないのであれば、公園緑地課さんに管理してもらったほうがよっぽどいいかなと思えます。施設管理、そして草刈り管理、それぞれの予算でつけていただければよっぽどきちんとなるのに。

これは要望ですけど、施設を預かっておる以上は、中身を精査した上できちんとした金額の積み上げをしていただいて委託の発注をしていただきたいなど。よろしく願います。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

大浦委員 205ページの報償費で講師謝礼等とあるんですけど、委託料の中に、例えば夢の教室で業務委託料とあるんですね。またその下には宇津木杯講師委託料とあるんですけども、この中には講師謝礼は入っていないんですか。

上田教育委員会事務局長 今ほどおっしゃられました夢の教室と宇津木杯の部分については、夢の教室ですと日本サッカー協会と委託契約を結んで講師派遣等、あと事前の準備等も行っていております。

一番下の宇津木杯の部分につきましては、ソフトボール・ドリームというNPO法人さんと委託契約を結びまして、宇津木さんを含めた講師、あと補助講師の方々の派遣等もお願いして契約を結んでやっているというものであります。

大浦委員 その2つとも謝礼も含まれているということですか。

上田教育委員会事務局長 含まれております。

大浦委員 そしたら、例えば報償費の講師謝礼の部分なんですけども、スポーツに特化した講師と呼ばれるかと思うんですけど、これは125万円ですね。これは何人呼ばれたんですか。

上田教育委員会事務局長 この報償費の部分の講師謝礼につきましては、市が実施しました十何の事業の講師関係のものをまとめたものでありまして、例えばジュニアスポーツ

サポート事業の1回こっきりの指導した講師さんであるとか、トップアスリートの方々にトレーニングスクールをやった時の講師さん、そのほかに大きなものとしましては、スポーツエキスパートといって中学校に部活動の外部講師を派遣しておりますが、そちらの経費も67万円ほど含んだものとして、この講師謝礼のところに入れております。

大浦委員 予算を440万円組んでいるので、本当はもっと何か開催を予定していたけど、コロナによってできなかったのかと思うんですけども。市のこの講師謝礼の金額を全部集めると多分結構な決算額になってくると思うんです。例えば文化・スポーツ振興財団では別にスポーツ選手を呼んだり、市民文化講演会でスポーツの選手を呼んだりするんですよ。抱き合わせでやっているときもありますけど、かぶったりするし、講演会をやっても参加するのは市民だけなので、市役所で講演会の数とか講師謝礼とかを各担当課に振ってやってくださいねというより、講師謝礼という金額をトータルでしっかりと設定してもいいのかなと思う。各担当課でやられる回数も担当課が自由に決めるんじゃないかと、いろいろ決めていくことができるんじゃないかなと思います。

また、これはいつも言うんですけど、特にスポーツ課で継続事業がすごく多い。個人名が入るようなものをどんどん継続されているじゃない。川淵三郎杯だったり、この宇津木さんも多分継続していくんだらうと思うんですけども、いい事業なんだといつも市長は予算特別委員会的时候会に言われますけど、どうよかったのかって。もし継続されるのであれば、ぜひとも次の予算特別委員会的时候会、ほかとどう比べてこれを継続するかということを説明してください。お願いします。

以上です。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、暫時休憩します。再開は午後1時20分からです。

午後0時27分休憩

午後1時14分再開

尾崎委員長 では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第49号 令和2年度滑川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、国民健康保険事業特別会計、石川市民課長。

尾崎委員長 質疑に入ります。

古沢委員 ちょっと分からないので確認したいのですが、主要施策の報告書を見ると、全体で決算額は27億748万7,000円なんですけど、財源内訳で保険税が4億9,059万円になっているんですけど、決算書本体のどこの数字を拾ったらこの数字になるのかよく分からなかったのので教えてもらえますか。

石川市民課長 歳入総額とすれば国保税につきましては5億70万円ほど歳入が入っているかと思いますが、歳出ベースで記載させていただいておりますので、保険税については落として記載されているとご理解いただければと思います。

古沢委員 歳出の、財源の内訳の保険税の数字を、素人に分かるように説明してください。

石川市民課長 今回の決算書の214ページ、215ページの一番下段を見ていただければと思いますけれども、収入済額につきましては27億8,892万9,823円になっているかと思います。

歳出につきましては218ページ、219ページで、支出済額の合計が27億748万7,151円ということで、歳出ベース、27億748万7,151円を基に当然決算額を記載してございます。

財源内訳につきましては、214ページ、215ページで、例えば3款の国庫支出金については554万5,000円、4款の県支出金については19億7,870万円、6款の繰入金については1億9,706万9,000円、四捨五入しております070になっていますけれども。それから、繰越金については2,218万1,000円、これらは固定しておりますので、それ以外の2款の使用料手数料、5款の財産収入、8款の諸収入の合計額が財源内訳の中ではその他となります。残りの部分の保険料税収入分として差引きしたものを、保険税として4億9,059万3,000円として計上させていただいているということでございます。あくまでも決算をベースにして、そこに保険税がどれだけ充当されたかという形での記載をされていると。

古沢委員 そしたら残りの部分は、単純に言うと、実際に収入済額の保険税よりも小さい数字で出てくるわけだ。繰越金なんかが出てくるから。

石川市民課長 今年度につきましては、そういう形になったということですね。逆に言うと、支出で給料みたいな話があった場合は上がっていくという話。

古沢委員 私、今まで気づかなかったけど、ずっとこういう形式だったけ。

石川市民課長 毎年同じように計上させていただいております。

古沢委員 そうすると、県の資料などで出てくる1人当たりの保険調定額というのは全く違うことになりますよね。あれは決算ベースで平均の被保険者の数で多分割っているんだと思うんだけど。

石川市民課長 おっしゃるとおりで、税の収入額を被保険者数で割り戻しております。

古沢委員 そうなると、これでは出てこないわけですよね。決算書で割らないと駄目なわけね。

石川市民課長 ご指摘のとおり、これで1人当たりの税額というものは出ません。

古沢委員 これが適切なのかどうか私はよく分からないですけどね。

それぞれの被保険者にとってみると、自分の疾病によって医療費がどうなるかということももちろんあるんだけど、健康なときには、自分にかかってくる国民保険税が今年幾らになるのかということの関心が高いわけですよね。

今、保険税を幾らかと決めるのは市町村ですから、うちの市はほかのところと比べてどうなるのかというのが、少なくとも私にとっては関心が高いわけなんですけども、主要施策のこれでは出てこないわけですね。

石川市民課長 主要施策の決算等につきましては、あくまでも支出をベースでという形をご説明いたしましたけれども、本来の賦課、税収につきましては現年分のみという形で、税収につきましては滞納繰越分も入っているという部分がございますので、1人当たりという形で出すときにはどちらで表示すればいいのかという部分はあるかと思います。

古沢委員 県の統計で昨年分はまだ出ていないんですよ。聞くと国のせいだと言うんですけど、本来3月に出てくるはずのものが9月になってもまだ出ないという異常事態なんですけども、元年分の速報値は出ているのでそれで見ると、滑川市の1人当たりは9万6,970円ですね。単純にさっき決算書の数字を手前で計算してみたら、10万円を越すのかなと思っているんですけど。

石川市民課長 今ほど委員おっしゃったとおり、令和元年度につきましては1人当たり9万6,970円で、ちなみに令和2年度、割り戻しますと10万68円になります。昨年度に比べまして3,000円ほど、3,100円未満ぐらいの増になっています。

古沢委員 主要施策の同じページの下の2のところに保険給付状況というのがあって、さっき言われたように、2年度はコロナ禍があって診療控えが起きたこともあって、給付費全体でいうとちょっと減ったのかなと思っているんですけど、それでいいんですよね。

石川市民課長 そのとおりでございます。

古沢委員 1人当たりでいうと、2年後から費用が39万9,000円ということのようです。これは県平均でいうと別に高くないんですよ。令和2年度で、さっき言われたように1人当たりの調定額は10万68円になると。県下の中でどこら辺になるかというのは、まだ全体が出てこないのだからわからないんですけど、少なくとも令和元年度よりは3,000円ほど上がっているということになるわけなので、やっぱり割り切れない思いがあるんですよ。1人当たりの費用がちょっと下がっているんだけど、保険税額で言うと上がるということに割り切れない思いが正直言うとあるんですけど、どんなもんですかね。

石川市民課長 確かに結果として見たときには、税としては上がったのに、医療費としては気持ち一緒なり若干下がっているという部分はあるかと思います。

それにつきましては、1つは、令和2年度に限度額を一般分で2万円上げさせていたでいて介護分で1万円ということで、限度額の上底を引き上げたということで税としては上がった部分は否めない部分がございますが、逆に言うと、受診者が例年どおり受診した場合の医療費ということを考えてときに、この数字で終わったのかどうかということは私も何とも言えないところがございます。結果だけを見たときにはそういう考えを持たれてしまうケースの数字になっているとは認識しております。

古沢委員 言われるように、単年度だけ見ていると、というのはちょっとどうかとは思われますよ。結局、昨年受診控えが起きて、その分今年もこの状況だったらそんなに変わらないのかもしれないけれど、これが落ち着いた後に、もしかしたら慢性疾患を持っておられる方が、あるいは昨日の健康センターのところでも言ったけど、健診の率が下がっている、件数が下がっているということになってくると、場合によっては病気が重篤化して我慢できなくなったから受診されるということになってくる。すると今度は逆に医療費が上がるということになってくるので、単純に単年度だけで言うのもどうかと思います。健康センターのときも言いましたけど、今の医療機関の逼迫状況からいうと、受診する側も控えざるを得ないというのはよく分かるんですけども、少なくとも健診受診は勧めていただいて、重篤になる前に受診してもらおうと。お金の問題も含めて、医療機関がそれをできるような体制の支援ということはぜひ考えて、市だけでできないとは思いますが、県にも働きかけていただきたいと思います。

石川市民課長 おっしゃることは十分承知しております、当然コロナ禍の接種等々で、市内の医療機関については個別接種等々でいろいろご支援をさせていただいているところでございます。と言いながらも、通常やっております特定健診、ミニドック検診、そ

れから通常の健診、がん検診、全ての健診関係についても、市民の安全を守るためには市内の医師会、それから厚生連さん等の協力を得なければならないところでございます。

当然、期間については、これまで5月15日から12月末までみたいな形でやっておりますけれども、今年度についてはもう7月からということで1月いっぱいぐらいまでの期間にはしておりますが、受診者の総数を見ながら期間を延ばすことも検討しているところでございます。いずれにしても、重篤化するということは避けていただきたいので、健診控えがないような形で、少しでも早く健診を受けていただける体制づくりを医師会とも協力していきたいと思っておりますし、また、そういう体制を確保してほしいということについては、県に対しても要望してまいりたいと考えております。

古沢委員 これはランキングする話じゃないけど、あくまでもこれは県のやつだから令和元年度ですけども、県下での1人当たりの調定額でいうと上から6番目だから、平均よりもちょっと高いんですけどね。この9万6,970円というのは1,500円ほど県平均より高いという状況なので、これを下げるための努力もお願いをしたいと思います。

それともう一つ、さっき言われた新型コロナの経済的な影響での減免は14件とお聞きしたと思いますが、それで間違いありませんね。

石川市民課長 減免をした件数については、14件で間違いございません。

古沢委員 あまり知られていないんじゃないかなと思ってるんですけど、違いますかね。14件って少なくないかなと思うんですよ。

石川市民課長 減免対象としたのが14件でございまして、申請があったものを含めると21件になっております。

古沢委員 7件は対象にならなかったということ？所得3割減ぐらいでしたっけ。

石川市民課長 おっしゃるとおりでございまして、減免にならなかったものが7件ございまして、前年度との所得の差ということでの判断になっております。

古沢委員 これは昨年度限りでしたっけ。

石川市民課長 令和3年度においても実施しております。

古沢委員 あくまで前年度比較ですよ。

石川市民課長 おっしゃるとおりです。

古沢委員 前年所得だから、前年もし減免になっていたとしたら今年もその額で賦課されるということではないんですか。

石川市民課長 あくまでも前年度との比較ということでございますので、去年はどんと下

がったかもしれないけども今年はずがらなかつた場合は、減免対象にはならないということになります。

古沢委員 所得状況が一緒だったら前年とほぼ一緒ですよ。そういうことやね。

石川市民課長 はい。

古沢委員 ぜひ周知をもっと図ってほしいと思うんですよ。今コロナ2年目ですよ。だから、特に自営の人なんかだと前の年よりも影響が深刻になっているのではないかと推測されるので。もう遅いかもしれないんだけど、新型コロナに関わって減免制度があるということが残念ながら必ずしも知られていないのではないかという気がしているの。

石川市民課長 納付書発送に併せまして、減免申請についても案内を入れていたと認識はしておるんですけども、ただ、前年度との比較という形で、2年度になった方が3年度にもなっているかというのはちょっと確認できておりません。

古沢委員 引き続き気配りをお願いしたいと思います。

石川市民課長 情報については発信に努めてまいりたいと思います。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、次に進みます。

議案第50号 令和2年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、後期高齢者医療事業特別会計、石川市民課長。

[後期高齢者医療事業特別会計 P245～257 石川市民課長<説明省略>]

尾崎委員長 質疑に入ります。

竹原委員 255ページ下段をお願いします。徴収費の中の役務費のところでは窓口納付、口座振替の手数料が入っています。その前の説明の国保では、プラス、コンビニ収納というので手数料が上がっていましたが、後期高齢者の場合はコンビニ収納もお願いして書類を発送しての結果、窓口と口座振替だけの収納だったのか、その辺を教えてください。

石川市民課長 国保特会の振替納付につきましては、あくまでも市としての税を納めていただいている形なものですから、コンビニ収納等については負担分としては出てくるんですけども、後期高齢の部分についてはそういったものがないという中で、支出がな

いというふうになります。

竹原委員 今後もコンビニ収納を利用することはないということですか。

石川市民課長 広域連合全体として実施していくということになれば出てくるということになるかと思います。

竹原委員 後期高齢者ですから、主に75歳に当該年度でなる方に入ってくださいねという形だと思うので、需要が極めて少ないのかなという思いもあるんですが、より収納率を高める取組として、広域のほうでコンビニ、プラス何がしをしてはどうかと。今はまだデジタルもそんなに進んでいない世の中ですが、今後、次の世代、次の次の世代になればもっと収納のやり方が変わってくると思いますので、それを注視して収納率の向上につなげていただきたいと思います。

石川市民課長 収納率向上対策につきましては、特別会計だけの話ではなく、市税等も含めて検討してまいりたいと思います。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

古沢委員 これも国保と同様で、主要施策のところを見ると、やっぱり健康診断の件数が落ちているということなので、これはさっき言ったことなので繰り返しませんけど、同様の働きかけをお願いしたいと思います。結局、それぞれのお金、負担になって返ってくる、健康に返ってくるわけですので、お願いします。

石川市民課長 国保と同様、後期についても同じように取り組んでまいりたいと思います。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、次に進みます。

議案第51号 令和2年度滑川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、介護保険事業特別会計、石川福祉介護課長。

[介護保険事業特別会計 P 259～301 石川福祉介護課長<説明省略>]

尾崎委員長 質疑に入ります。

古沢委員 ちょっと単純なことを教えてください。介護サービス事業勘定で、介護予防サービス費、計画をつくってお金をもらいますよね。これは年間分というか何人分というか、年間延べでどうなんでしょう。

石川福祉介護課長 歳入のほうで、当年度は新規分で67件、継続で1,867件なので、合わせて1,934件となります。

元年度分が1,778件でしたので、156件のプラスでございます。

古沢委員 そのうちの歳出の作成委託料で、委託で出しておられるのはどれくらいか。

石川福祉介護課長 新規分24件と更新分925件の合計で、949件を委託で出しております。

古沢委員 こういう言い方はちょっとどうかと思うけど、こっちでつくります単価と、委託に出すと委託料を払うわけで、その単価があるんでしょう。

石川福祉介護課長 全くそれは同額です。

古沢委員 右から左へ抜けていくわけだ、そのまま。

石川福祉介護課長 包括でつくったものとほかの事業所で作ったものを全部合わせて収入として国保連から頂くという、そういう形です。

古沢委員 委託した分よっての価格差はないわけだ。

石川福祉介護課長 そういうことになります。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、次に進みます。

議案第52号 令和2年度滑川市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、工業団地造成事業特別会計、長崎商工水産課長。

[工業団地造成事業特別会計 P303～311 長崎商工水産課長<説明省略>]

尾崎委員長 質疑に入ります。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ありませんね。

では、次に進みます。

議案第53号 令和2年度滑川市水道事業会計決算認定について、水道事業会計、長瀬上下水道課長。

[水道事業会計 (別冊) 長瀬上下水道課長<説明省略>]

尾崎委員長 質疑に入ります。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、次に進みます。

議案第54号 令和2年度滑川市下水道事業会計決算認定について、下水道事業関係、長瀬上下水道課長。

[下水道事業特別会計 (別冊) 長瀬上下水道課長<説明省略>]

尾崎委員長 質疑に入ります。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、次は議案第55号ですが、これは議案第53号の水道事業会計決算認定のときに説明を受けていますね。

また、議案第56号の下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についても、今ほどの下水道事業会計決算認定のときに説明されたということですね。

以上、質疑はございませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 それでは、各委員には「指摘事項」等について、15日と16日の審査に係る分を委員長まで提出してください。また、本日の審査に係る分については、21日、火曜日の午前中までに提出願います。

委員の皆さんには、「指摘事項」等について、22日の現地視察後に協議したいと思いますので、よろしくお願いたします。

本日はこれをもって散会します。

次回は9月22日、水曜日、午前10時からです。

お疲れさまでした。

午後2時44分散会